

学会誌編集規程

(目的)

第1条 本規程は、学会誌「スマートプロセス学会」(以下「本誌」という。)の編集にかかわる事項を定める。

(原稿の著作権)

第2条 投稿原稿は、著者が著作権を保有しているものでなければならない。著作権者が複数の場合は、全著作権者が投稿に同意していなければならない。著者が著作権を保有していないもの場合、著者自らが転載許諾の許可を著作権者から得なければならない。

(二重投稿の不採録)

第3条 投稿原稿と、当該原稿と同一あるいは同一グループの著者による以下のいずれかに該当する原稿の内容とが、編集委員会によって同一と判断された場合には、二重投稿とみなし、採録しない。

(1) 学会や出版社等が発行する刊行物に投稿中の原稿

(2) 学会や出版社等が発行する刊行物にすでに掲載あるいは採録された原稿

なお、同一性の判断はその内容によって編集委員会が行い、記述言語、文体、体裁等の差異は問わない。また二重投稿の事実が論文の採録決定後に判明した場合、採録を取り消すことがある。

(剽窃・盗用論文の不採録)

第4条 投稿原稿に他人の著作物からの剽窃・盗用があることが、編集委員会によって判断された場合には、剽窃・盗用論文とみなし、採録しない。また剽窃・盗用の事実が論文の採録決定後に判明した場合、採録を取り消すことがある。

2 著者は、すでに公表された自己の著作物の一部を流用する場合にも、原典を適切に引用しなければならない。原典の引用なく投稿原稿に流用している場合には採録されないことがある。

(二重投稿ならびに剽窃・盗用に関わる異議申し立て)

第5条 第3条二重投稿の認定、第4条剽窃・盗用の認定を受けた著者は、二重投稿ならびに剽窃・盗用に関わる異議申し立てを、通知日から30日以内に限り、編集委員会に対して書面により申し出ることができる。編集委員会は、異議申し立てについて審議し、その結果を60日以内に著者に通知する。なお、異議申し立て審議の際に編集委員会外の者を加えることができるものとする。また、同一投稿原稿に対する異議申し立ては一回のみとする。

(データの取得と管理)

第6条 論文などに掲載される図表(写真を含む)は元データにもとづいたものであり、編集者は必要に応じて、投稿者に提出を求めることができる。著者はデータの取得において人権および倫理等に配慮し、不正に取得してはならない。

(査読)

第7条 投稿原稿の採否を審査するために、投稿原稿の学術・技術分野に精通した査読者によるピアレビューを行う。査読者の選任は編集委員会が行い、著者と利害関係を有する者は選任しない。

(原稿採否)

第8条 投稿原稿の採否の決定は編集委員会が行い、採否およびその理由を著者に速やかに通知しなければならない。なお、採否の決定は、論文内容に新規性、独創性があり、かつ信頼性があり学問的に貢献が認められる点に基づいて行う。

(不採録に関わる異議申し立て)

第9条 投稿原稿が不採録と判定された場合、著者は不採録に関わる異議申し立てを、通知日から30日以内に限り、編集委員会に対して書面により申し出ることができる。編集委員会は、異議申し立てについて審議し、その結果を60日以内に著者に通知する。なお、投稿原稿に対する修正はできない。また、同一投稿原稿に対する異議申し立ては1回のみとする。

(第三者による学会誌に対する異議申し立て)

第10条 第三者により、本誌に掲載された記事に不正行為があるとの告発を受けた場合は、編集委員会が告発受付要否を検討する。

2 委員会により告発を受け付けるべきと判断された場合、編集委員会は本規程に基づき、当該案件に対応する。

(不正行為への対応)

第11条 本論文誌に投稿あるいは掲載された論文に対して、二重投稿、剽窃・盗用、不適切なデータ取得と管理などの不正行為の疑いが生じた場合は、まず連絡著者にその真偽を確認する。連絡著者が不正行為を認めない場合、連絡著者の所属機関に、証拠とともに不正行為の疑いがあることを連絡し、事実関係の調査を依頼する。なお、不正行為の成否が確定するまで、投稿論文に関しては、その審査および出版予定を停止する。不正行為か否かが確定した場合には、その旨を著者全員に通知する。

(利害相反)

第12条 編集委員は、自身が著者であるような投稿論文の査読や採否の審議等に関与してはならない。

(情報漏洩・利用の禁止)

第13条 編集委員および査読者は、投稿論文の査読や採否の審議等を通じて得た情報を、編集委員会外部に漏洩してはならず、またそれらの情報を利用した行為を行ってはならない。ただし、二重投稿の疑いが生じ、他学会等と連絡をとり調査を行う必要がある場合はその限りではない。

(投稿規程、執筆要領、査読要領)

第14条 編集委員会は、投稿規程、執筆要領、査読要領を定め、公知しなければならない。

(広告掲載)

第15条 広告掲載の申し込みがあった場合には、利害関係に基づく厳正な審査の上で、掲載の可否について編集委員会で審議する。

(掲載費用)

第16条 原稿及び広告の掲載費用は、その種類に応じて別に定める。

(公開)

第17条 本誌に掲載された研究論文、研究速報、技術資料は、掲載後、速やかにJ-Stageでオンライン公開する。また、解説は、掲載1年後にJ-Stageでオンライン公開する。海外情報、国内情報は、オンライン公開しない。

(改廃)

第18条 この規則の改廃は編集委員会の決議による。

(委員会への委任)

第19条 この規則を実施するための事項及びこの規則に定めのない事項は、編集委員会において定める

附則

この規則は、令和4年1月7日より施行する。(令和4年1月7日編集委員会決議)